

## 海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

## 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
5	特定建築物環境測定(空気環境測定)	海田市駐屯地	7.4.14~ 8.2.27	7.3.10	7.3.21 09時00分	7.3.21 09時00分	無し	市価調査書期限 7.3.19 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒736-0053  
住所:広島県安芸郡海田町寿町2-1  
契約機関名(担当):陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 蒲田(かばた)  
電話番号(内線):082-822-3101(内2341)  
FAX番号:082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

見積書

件名リスト一連番号	5
-----------	---

見積金額 ¥ \_\_\_\_\_

総額決定  
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
特定建築物環境測定(空気環境測定)	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地	納期	7.4.14~8.2.27		
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。  
担当: 蒲田

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

市場価格調査書

件名リストー連番号	5
-----------	---

金額 ¥

総額決定  
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
特定建築物環境測定(空気環境測定)	仕様書のとおり	ST	1.00		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地		納期	7.4.14~8.2.27	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査費に金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。  
担当: 蒲田  
FAX: 082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

## 特定建築物環境測定（空気環境測定）仕様書

### 1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地における「特定建築物環境測定（空気環境測定）業務」について規定する。

### 2 件 名 特定建築物環境測定（空気環境測定）

### 3 役務概要

空気環境の測定方法は、建築物における衛生環境の確保に関する法律施行規則第3条の2により実施する。測定箇所については海田市駐屯地の2号・3号・4号隊舎の1～4Fの各1箇所、隊舎外の1箇所の計15箇所とする。特定建築物環境測定技術者を委託業者より選任する。測定項目については浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有量、炭酸ガスの含有量、温度、相対湿度、気流の6項目で測定結果については別表にて報告するものとする。

### 4 期 間

#### (1) 日 程

令和7年4月・6月・8月・10月・12月・令和8年2月の年6回（2ヶ月以内ごとに1回基準）

#### (2) 日程指定

上記の日程の決心については、衛生科長とする。

### 5 現場管理

本業務に伴う建物等へ損傷（破損・汚損）を防止するため、適切な資器材用いて行うものとする。なお、資器材は契約相手方が準備し、作業終了後は回収するものとする。

### 6 検査

作業終了後、海田市駐屯地衛生科の検査官が実施する。

### 7 その他

- (1) 施設等への立ち入りについては、海田市駐屯地服務規則を遵守するとともに衛生科長の指示による。
- (2) 契約相手方は、本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、利用、又は提供してはならない。
- (3) 所定場所の細部については、衛生科長と協議するとともに指示に従い行うものとする。
- (4) 本業務に必要な器材、器具、資材、消耗品等は契約相手方が準備するものとし、これに係る経費は契約相手方の負担とする。
- (5) この仕様書に記載されていない事項については、双方協議の上決定するものとする。